大学等における知的財産の創造の推進、知的財産権の積極的活用等について

2005年2月18日 内閣官房知的財産戦略推進事務局 荒井寿光

1.科学技術の振興として知的財産関連人材育成を行う

知財紛争を迅速に処理するためには、法律と技術の分かる専門人材の大量育成は 急務である。高度な知的財産人材の育成のため、法科大学院に進む、博士課程修 了者に対する資金的支援措置など、ポスドクが法科大学院に進むインセンティブを 与える。

2.大学における知的財産権の創造基盤を整備する

大学を活性化させて国際競争力を高め、また研究者の流動性・多様性を向上させるため、これを阻害しないような知的財産ルールを整備する。また、研究者を研究に専念させることを通じ、魅力ある大学を作り、研究人材を充実させる。

科学技術の発展に寄与するため、特許情報や論文情報を相互に活用できるデータベースの整備をする。

大学研究室における特許情報へのアクセス環境を高度化するため、スーパーサイネット(学術情報ネットワーク)を通じて特許情報が高速かつ高機能で検索できるようにする。

【知財事務局に寄せられた意見(例)】

- ・研究室に居ながらにして特許情報や論文情報を自由に検索できる環境を整備することは、研究 を戦略的かつ円滑に進める上で必要不可欠である。
- ・特許情報を取得するためインターネットを通じてIPDL(特許電子図書館)にアクセスしているが、検索機能や印刷機能が低く使いにくい。
- 3.大学等における知的財産の積極的活用の体制を整備する

産学官連携の強化のための体制の整備は進んだが、共同研究契約やライセンス契約が柔軟性を欠きスムーズにいかない、大学知的財産本部やTLOの運用が硬直的であるため、かえって大学等と民間との交流の妨げになっているケースもあるなど、現実運用の面での利用に関する問題が顕在化している。大学等、大学知的財産本部、TLO、産業界等、産学連携に関わる各機関の問題点を洗い出し、産学連携が円滑に進むよう、方策を講ずる。

【知財事務局に寄せられた意見(例)】

- ・大学は一様に、着手金(技術情報開示料)、ランニングロイヤルティー、不実施補償等、雛形契約ベースの硬直的な研究契約を締結するよう求めるが、海外の大学のように弾力的な契約にしないと国内での共同研究等は進まない。
- ·基礎研究を行う大学と製造技術を担う企業との橋渡し機能を充実させるための支援が必要である。
- ・大学は技術流出につながらないよう、営業秘密管理や教官・学生の守秘義務を徹底することが 必要である。
- ・大学知的財産本部やTLOの硬直的な運用が、大学研究者と企業研究者との自由な交流や大学と企業の共同研究を阻害している。
- ・ライセンス料の目安を整理することなど、大学と中小・ベンチャー企業との連携ガイドラインを作成し公表すべきである。
- ・大学との手続きやその費用等がわかるよう、大学の共同研究や委託研究等の窓口サービスを 充実することや、大学事務職員の契約実務能力の向上が必要である。
- ・大学は、研究成果、人材(研究者や窓口担当者)、施設に関する情報提供が必要である。
- ・大学は知的財産マネージメントの能力を向上させるべきである。
- ・大学からTLOやベンチャー企業に対して必要額を出資できるようにすべきである。
- ・利益相反ルールを整備すべきである。
- ・TLOに対して、先行技術調査費用や海外出願費用等の助成を行うべきである。
- ・TLOの会費は、中小企業にとっては高すぎる(それぞれのTLO毎に支払うのは金銭的・手続き的に大変な負担)。

4.知的財産の保護を適正化する

大学等の研究が円滑に進むよう、大学等の試験研究やリサーチツールの特許法上の取扱いを見直す。

【知財事務局に寄せられた意見(例)】

- ・大学における自由な研究環境を確保するために遺伝子や実験動物などリサーチツールを自由 に利用することができるよう、大学での研究に対する特許権の行使は制限される必要がある。
- ・リサーチツールの開発は高度な専門技術を有する大学やベンチャー企業が担っているが、研究・特許取得に要する多大な費用を負担することは困難であるため、欧米に権利を取られてしまうケースが多い。このため、リサーチツールの開発申請があったプロジェクトに対して、その研究開発成果を第三者に低コストで開放することを条件として、研究費用を一定期間助成するとともに、国内・海外での特許取得のために必要な費用を免除あるいは助成すべきである。

特にバイオテクノロジーなどの先端技術分野については、追加実験やデータの拡充等が必要なことが多いので、これを可能にすべく、米国と同様に一部継続出願制度の導入や拒絶理由通知の応答期間の延長、外国語出願の翻訳期間の延長など、制度を改善する。

【知財事務局に寄せられた意見(例)】

- ・バイオテクノロジーなどの先端技術分野では出願日の確保が至上課題であり、十分なデータが 揃うのを待たずに広いコンセプトの特許出願をせざるを得ない。このため、大学やベンチャー企 業等が広くて強い権利を獲得することができるようにするため、米国の一部継続出願制度のよう に、期間の制限なく実施例の追加やクレームの拡張・変更が認められる制度の導入が必要であ る。
- ・特許審査における拒絶理由の応答期間は60日と非常に短いため、バイオテクノロジーなどの先端技術分野では審査官から追加実験データの提出が求められた場合に、十分な結果を提出することができない場合がある。このため、欧米などのように、出願人からリーゾナブルな理由をもとに応答期間延長願が提出された場合には応答期間の延長が認められるようにすべきである。
- ・先端技術分野の特許出願は国際出願されることが多く、日本国特許庁に対しても外国語出願をすることがあるが、翻訳文の提出期間が出願から2ヶ月となっているため負担が大きい。例えば国内優先期間と同じ1年とするなど、出願公開手続きに支障がない程度にまで翻訳文の提出期間を遅らせることができるようにすべきである。

5.知的財産の戦略的活用の支援する

知的財産活用の環境を整備する

技術を実用化して流通させ、事業化させるための媒介機能の強化を図る。

【知財事務局に寄せられた意見(例)】

- ・基礎研究を行う大学と製造技術を担う企業との橋渡し機能を充実させるための支援が必要。
- ・大学の技術や知的財産の中小・ベンチャー企業への移転を円滑化させるために、公設試等の サポート機能を充実させる必要がある。
- ・ライセンス料の目安を整理するなど、大学と中小・ベンチャー企業との連携ガイドラインを作成し 公表すべきである。
- ・大学は知的財産マネージメントの能力を向上させるべきである。

6. 地域における大学の知的財産活用を支援する

大学等を対象として、審査請求前だけでなく、特許出願前の発明についても先行技術 調査を支援する制度を創設する。

大学が中核になって、地域企業、地場産業や地方の公設試との連携強化を図る。

大学における、地域の技術の活用や産学連携活動が進むよう、知的財産に関するアドバイザーやコーディネータの連携を図る。